

令和 8 年 9 月定例月議会

令和 8 年 9 月 2 4 日

総務教育常任委員会

資 料

報告事項

案件名	所管局・課	ページ
長浜市男女共同参画行動計画の改定について（着手）	人権施策推進課	2

市民協働部

所管委員会	総務教育常任委員会
所管局・課	人権施策推進課

長浜市男女共同参画行動計画の改定について（着手）

1. 計画改定の趣旨

長浜市では令和5年3月に「長浜市男女共同参画行動計画」を改定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきました。その間、国では、第6次男女共同参画基本計画の策定（令和8年3月）、女性活躍推進法の改正（令和7年6月公布）が行われました。こうした中、令和9年度には計画期間の最終年を迎えることから、5か年の取組を検証するとともに、新たな課題等に対応するため、「長浜市男女共同参画行動計画」を改定します。

2. 計画の基本的な方向性

（1）これまでの取組の継続と本市の新たな課題の反映

- ・ 現行の「第4期長浜市男女共同参画行動計画」の取組を基本的に継承し、施策の連続性を確保します。
- ・ 市民意識調査の結果からみえる本市の現状や課題を的確に反映します。

（2）上位・関連計画との整合

- ・ 国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「パートナーシッププラン 2030」、市の「長浜市総合計画」など関連計画との整合を図ります。

（3）新たな視点の追加

- ・ 国・県の計画を踏まえ、「多様な幸せ（well-being）」や困難な問題を抱える女性への支援などの新たな視点を加えます。

3. 関係法令

（1）男女共同参画社会基本法

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（4）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

4. 計画の期間

令和10年度から令和14年度までの5年間

5. 計画の策定体制

「長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会」において計画に関する協議や意見交換等を年3～4回程度行うとともに、各関係課職員からなる「男女共同参画行動計画改定部会」において適宜意見を聴取します。

6. 計画策定のスケジュール

令和 8 年	9 月	人権尊重と男女共同参画推進本部会議（着手） 総務教育常任委員会（着手）
	10 月	市民意識調査（アンケート調査）
	11 月～	男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会 行動計画改定部会
令和 9 年	9 月	庁内意見照会 人権尊重と男女共同参画推進本部会議(素案報告)
	11 月	総務教育常任委員会（素案報告） パブリックコメント実施
令和10年	2 月	人権尊重と男女共同参画推進本部会議（最終案）
	3 月	総務教育常任委員会（最終案報告）
	4 月～	第5期計画実施